

議案第 57 号

北本市スポーツ振興審議会条例の一部改正について

北本市スポーツ振興審議会条例の一部を次のように改正する。

平成 23 年 8 月 29 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例

北本市スポーツ振興審議会条例（平成 2 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北本市スポーツ推進審議会条例

第 1 条中「スポーツ振興法（昭和 36 年法律第 141 号）」を「スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）」に、「第 18 条第 2 項」を「第 31 条」に、「北本市スポーツ振興審議会」を「北本市スポーツ推進審議会」に改める。

第 2 条各号列記以外の部分中「第 4 条第 4 項及び第 23 条」を「第 35 条」に、「振興」を「推進」に改め、同条第 2 号を削り、同条第 1 号中「整備」の次に「等」を加え、同号を同条第 2 号とし、同条に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) スポーツの推進に関する計画に関すること。

第 2 条第 4 号を削り、同条第 5 号中「前各号」を「前 3 号」に、「振興」を「推進」に改め、同号を同条第 4 号とする。

第 4 条中「、市長の意見を聴いて」を削り、同条に次の 1 号を加える。

(3) 児童生徒等の保護者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において、改正前の北本市スポーツ振興審議会条例の規定により設置される北本市スポーツ振興審議会の委員に委嘱又は任命されている者は、この条例の施行の日に、第4条の規定により委嘱又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱又は任命されたものとみなされる者の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成24年4月30日までとする。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表スポーツ振興審議会委員の項中「スポーツ振興審議会委員」を「スポーツ推進審議会委員」に改める。